

(健Ⅱ637F)  
令和4年3月30日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
釜 菴 敏  
宮 川 政 昭  
(公 印 省 略)

### HPV ワクチンのキャッチアップ接種に関するリーフレットについて

HPV ワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと（キャッチアップ接種）については、令和4年3月23日付（健Ⅱ627F）（法安179）をもって貴会宛てにご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

（参考）

リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPV ワクチンに関する情報提供資料」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkakukansenshou19/leaflet.html>

事務連絡  
令和4年3月25日

各〔都道府県  
市町村  
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### HPVワクチンのキャッチアップ接種に関するリーフレットについて

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと（以下「キャッチアップ接種」という。）としています。

キャッチアップ接種の対象者への周知については、「HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」（令和4年3月18日健健発0318第3号厚生労働省健康局健康課長通知）の3（1）のとおり、厚生労働省において、キャッチアップ接種に関するリーフレットを作成の上、各自治体宛に提供することとしておりました。

今般、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会及び厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会での議論並びに最新の科学的知見等を踏まえ、別紙のとおりHPVワクチンのキャッチアップ接種に関するリーフレットを作成しました。

つきましては、本リーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用いただき、キャッチアップ接種の対象者へ確実な周知に努めるようお願いいたします。

（参考）

リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資材」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>

【平成9年度生まれ～平成17年度生まれ】までの女性へ

大切なお知らせ

## HPVワクチンの接種を逃した方に 接種の機会をご提供します



- 平成9年度生まれ～平成17年度生まれ(誕生日が1997年4月2日～2006年4月1日)までの女性の中に、小学校6年から高校1年の頃に、HPVワクチンの接種の機会を逃した方がいらっしゃいます。
- まだ接種を受けていない方に、あらためて、HPVワクチンの接種の機会をご提供します。

このご案内は、既に接種を受けた方にも届くことがあります。  
接種を受けたかどうかは、母子健康手帳などでご確認ください。

## 対象となる方々について

・次の2つを満たす方が、あらためて接種の機会をご提供する対象となります。

- ➔ 平成9年度生まれ～平成17年度生まれまで(誕生日が1997年4月2日～2006年4月1日)の女性
- ➔ 過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない

※ このほか、平成18・19年度生まれの方は、通常の接種対象(小学校6年から高校1年相当)の年齢を超えても、令和7(2025)年3月末まで接種できます。

・過去に接種したワクチンの情報(ワクチンの種類や接種時期)については、母子健康手帳や予防接種済証等でご確認ください。

### ■ なぜ、あらためて、接種の機会が設けられるのですか？

- ・ HPVワクチンの接種を個別にお勧めする取組が差し控えられていた間(※)に、定期接種の対象であった方々の中には、ワクチン接種の機会を逃した方がいらっしゃいます。
- ・ こうした方に、公平な接種機会を確保する観点から、あらためて接種の機会をご提供しています。

※ 接種後に報告された多様な症状等について十分に情報提供できない状況にあったことから、平成25年から令和3年まで、個別に接種をお勧めする取組を一時的に差し控えていました。

令和3(2021)年11月の専門家の会議で、安全性について特段の懸念が認められないことがあらためて確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、個別に接種をお勧めする取組を再開することになりました。

### ■ 過去に、1回のみ接種した場合や、2回のみ接種した場合にも対象となりますか？

- ・ HPVワクチンは合計3回接種します。1回接種したことがある方は残り2回、2回接種したことがある方は残り1回、公費で接種を受けることができます。

## 接種可能な時期について

上記の対象者は、令和4(2022)年4月～令和7(2025)年3月の3年間、公費で接種できます。

3回の接種を完了するまでに十分な期間が設けられていますが、希望される方は、なるべく早く接種しましょう。



## 接種するワクチンの種類とスケジュール

公費で接種できるHPVワクチンは2種類(サーバリックス®、ガーダシル®)あります。

決められた間隔をあけて、同じワクチンを合計3回接種します。

※ 現在公費で接種できるのは2価・4価のワクチンです。9価のワクチン(シルガード9®)は公費接種の対象ではありません。

※ 1回目、2回目に気になる症状が現れた場合は、2回目以降の接種をやめることができます。

### 一般的な接種スケジュール



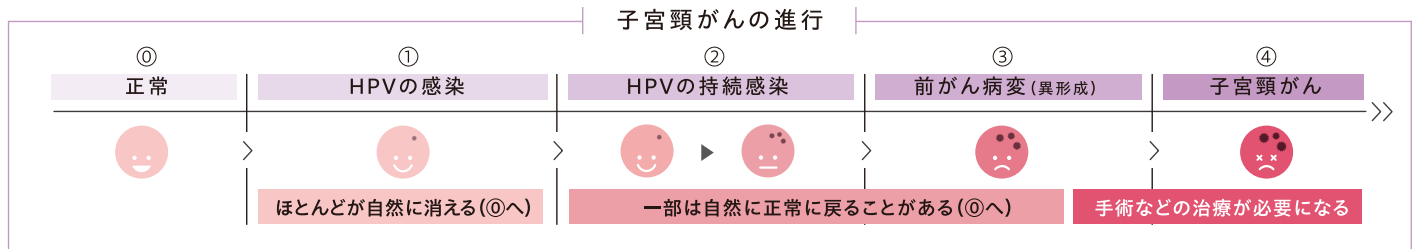
※ともに、1年以内に接種を終えることが望ましい。

## 子宮頸がんとは？

- 日本では毎年、約1.1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が子宮頸がんで亡くなっています。
- また、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんです。患者さんは20歳代から増え始めて、30歳代までのがんの治療で子宮を失ってしまう(妊娠できなくなってしまう)人も、1年間に約1,000人います。

### ▶ 子宮頸がんにかかるのはなぜ？

- 子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんです。
- HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染が原因と考えられています。
- 感染は、主に性的接触によって起こり、女性の多くが一生に一度は感染するといわれています。



子宮頸がんで苦しまないために できることが2つあります。HPVワクチンを受けた方も、検診をお忘れなく！

1 HPVワクチン ▶ HPVの感染を予防します

- ワクチンで防げないHPV感染もあるため、子宮頸がん検診を定期的に受診することが大切です。

2 子宮頸がん検診 ▶ がんを早期発見し治療します  
▶ 20歳以上の方は、2年に1回

- HPV感染は主に性的接触により起こります。パートナーと共に性感染症の予防も忘れずに。

## HPVワクチンの効果とリスク

- HPVワクチンは、HPVの感染を予防します。また、子宮頸がんを予防する効果があることも分かってきています。公費で受けられるHPVワクチンは、子宮頸がんの原因の50~70%を防ぎます。
- HPVワクチン接種後には、接種部位の痛みや腫れ、赤みなどが起こることがあります。まれに、重いアレルギー症状や神経系の症状が起こることがあります。また、広い範囲の痛み、手足の動かしにくさ、不随意運動(動かそうと思っていないのに体の一部が勝手に動いてしまう)といった多様な症状が報告されています。

※ 接種後に体調の変化が現れたら、まずは接種を受けた医療機関などの医師にご相談ください。HPVワクチン接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関をお住まいの都道府県ごとに設置しています。協力医療機関の受診については、接種を受けた医師またはかかりつけの医師にご相談ください。

### ■ 定期接種の対象年齢(高校1年相当まで)を過ぎても、接種の効果はありますか？

- 16歳頃までに接種するのが最も効果が高いですが、それ以上の年齢で接種しても、ある程度の有効性があることが、国内外の研究で示されています(※)。
- なお、定期接種の対象年齢を過ぎてからの接種について、明らかな安全性の懸念は示されていません。

※ ワクチンが子宮病変を予防する有効性は概ね16歳以下の接種で最も高いものの、20歳頃の初回接種まではある程度有効性が保たれることや、性交経験がない場合はそれ以上の年齢についても一定程度の有効性があることが示されています。  
性交経験によるHPV感染によって、ワクチンの予防効果が減少することが示されていますが、性交経験がある場合でも、ワクチンの予防効果がなくなってしまうわけではありません。

### ▶ ワクチンの安全性の確認について

接種が原因と証明されていなくても、接種後に起こった健康状態の異常について報告された場合は、審議会(ワクチンに関する専門家の会議)において一定期間ごとに、報告された症状をもとに、ワクチンの安全性を継続して確認しています。

## 接種方法について

- ・住民票のある市町村からのお知らせをご覧ください。
- ・過去に受けた接種回数や時期により、接種方法が異なる場合があります。できるだけ母子健康手帳を確認・持参して、市町村や医療機関に相談してください。

市町村からのご案内	
＜記載例＞	
① 接種場所	市内の契約医療機関 (〇〇市ホームページ <a href="http://www.xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx.lg.jp">http://www.xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx.lg.jp</a> )
② 接種に必要なもの	①身分証明書(マイナンバーカード、健康保険証など) ②予診票(契約医療機関や市町村の窓口にも備え付けています) ※ 過去の接種記録が分かるよう、できるだけ、母子健康手帳もお持ちください。
③ お問い合わせ先	〇〇市保健福祉部保健予防課 電話:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(午前〇時～午後〇時)

平成9年度生まれ～平成16年度生まれの女性で、定期接種の対象年齢を過ぎて(高校2年相当以降)HPVワクチン(サーバリックス®、ガーダシル®)を国内で自費で受けた方は、かかった費用のうち規定の額を払い戻すことができます。詳しくは●●市ホームページをご確認ください。

## 健康被害が起きた時は

極めてまれですが、予防接種を受けた方に重い健康被害を生じる場合があります。HPVワクチンに限らず、日本で承認されているすべてのワクチンについて、ワクチン接種によって、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残るなどの健康被害が生じた場合は、申請し認定されると、法律に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

## HPVワクチンに関する相談先一覧

接種後に、健康に異常があるとき	→ 接種を受けた医師・かかりつけ医師、HPVワクチン接種後に生じた症状の診療に関する協力医療機関 ※ 協力医療機関の受診については、接種を受けた医師またはかかりつけの医師にご相談ください。
不安や疑問があるとき、困ったことがあるとき	→ お住まいの都道府県に設置された相談窓口
HPVワクチンを含む予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他の感染症全般についての相談	→ 厚生労働省 感染症・予防接種相談窓口
予防接種による健康被害救済に関する相談	→ お住まいの市町村の予防接種担当部門

厚生労働省のホームページでは、HPVワクチンに関する情報をご案内しています。

厚生省 HPV

🔍 検索

